

高津区役所内 清掃業務実習 申込案内

川崎市では、障害のある方が庁舎清掃業務での清掃実習を通じて清掃スキルを習得し、一般就労を目指すことができるよう、次のとおり実習生を募集します。

1 対象者

原則として、次の方を対象とします。

- ①市内在住で手帳の交付を受けている方、あるいは診断を受けている方
- ②就労をしようという意思をお持ちの方
- ③就労移行支援事業所、就労継続A型事業所、就労継続B型事業所、地域活動支援センター等を利用中の方
- ④傷害保険加入済みの方
- ⑤就労していない方、または週20時間に満たない時間で働いている方

2 実習場所

高津区役所（高津区下作延2-8-1／南武線・田園都市線溝の口駅下車）

3 実習期間

（1）実習の概要

- ・実際の（庁舎内）清掃業務を通じた実技体験と清掃スキルの習得
- ・実習の評価

※実習可能かどうかの選考を兼ねて、事前研修への参加をお願いします。

（2）実習コース

- ・5日間コース、10日間コース、15日間コース、20日間コース
- ・コース選択は、申込者の希望や状況を踏まえ、就労援助センターと実習の指導に当たる委託業者との話し合いをもって決定します。

（3）実習時間

- ・曜日 毎週月曜日から金曜日 ※高津区役所の閉庁日を除く。
- ・時間 9時から12時まで（3時間） ※30分程度の休憩時間を含む。

（4）実習手当の支給

- ・上限を1日2,000円までとし、支給します。
- ・実習手当は、就労援助センターを通じ、事業所から参加者にお渡しします。

4 応募方法

- ・利用事業所（就労移行支援事業所、就労継続A・B型事業所等）の最寄りの就労支援センターに、別紙「実習申込書」をお持ちください。
- ・「実習申込書」を提出していただく際に、就労援助センターで簡単な面接を行います。お手数ですが、①事前に電話にて面接の予約をした上で、②御本人と事業所担当者で就労援助センターまでお越しください。

＊川崎市内の就労援助センター

センター名	住所	電話
川崎南部就労援助センター	川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく3階	201-8663
中部就労援助センター（川崎障害者就業・生活支援センター）	中原区小杉町3-264-3 富士通ユニオンビル3階	739-1294
百合丘就労援助センター	麻生区百合丘2-8-2 北部リハビリテーションセンター3階	281-3985

5 実習スケジュール・予定人数等

- 1日2名程度の参加を予定しています。 ※清掃スタッフ1名が指導に当たります。
- なお、実習への参加の可否は、申込者の様子、事前研修の結果、申込状況等に応じて、就労援助センターと実習の指導に当たる清掃業者とで協議して決定します。
- 実習のスケジュールは、日程調整後、就労援助センターから事業者に連絡します。
※実習状況、参加希望者の状況等により、実習時期の御希望に添えないことや参加をお断りすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 実習終了後の評価・講評

実習支援を通じての評価を「実習評価書」として提供します。

7 実習指導業者

川崎市ビルメンテナンス業協同組合 ※高津区役所清掃業務委託受託業者
(川崎区南町20番地3)

問い合わせ先

川崎市健康福祉局 障害保健福祉部
障害者社会参加・就労支援課

電話：044-200-2456

E-mail：40syusien@city.kawasaki.jp